

メキシコ国婚姻法の素描

中 川 和 彦

一 はしがき

本稿はメキシコ国の連邦民法典を中心とした婚姻法の概要の素描である。

筆者は、昭和五七年度および五八年度に実施された、成城大学教員特別研究助成による共同研究「女性の地位についての国際的比較研究」に参加した。筆者の担当はラテン・アメリカ諸国であつて、メキシコ国の婚姻法の研究から着手した。これを当面の研究対象としたのは、メキシコでは、一九世紀の中ばすぎから婚姻の世俗化が行なわれ、さらに、一九一〇年からの革命の最中の一九一五年の離婚法以降、離婚が認められており、その国の婚姻法がラテン・アメリカ諸国の中でもっとも興味ある研究対象と思われたからである。そこで、さしあたり、現行の連邦民法典の翻訳を試みるとともに、婚姻法の大要を理解し、把握することとした。本稿は、このような研究過程からメキシコ国の連邦民法典を中心に、その婚姻法の大要を素描しようとするものである。

なお、最初にお断りしておきたいことは、メキシコは正確には「メキシコ合衆国」(Estados Unidos de México)であり、民法典は州法であつて、州はそれぞれその民法典を有することである。したがつて、メキシコの婚姻法という場合、これを構成する州すべての民法典の関連法条に触れなければならない。しかし、メキシコの民法学の概

説書は、筆者の知る限り、メキシコ連邦直轄区（メキシコ市のこと）に適用される民法典に主として依拠している
ので、本稿もそれにならない、連邦民法典を中心に叙述することとする。

順序として、まず、メキシコにおける民法の略史から叙述する。

(1) 中川和彦訳「メキシコ国一九二八年連邦民法典」(一五未完)『成城法学』一二号〜一七号、所収。

二

一 メキシコ⁽¹⁾はスペインの統治を約三〇〇年にわたって受けた事情から、多くの点で、スペインの影響を受けてお
り、その法制、特に私法はスペイン法を基礎に発達してきている。⁽³⁾したがって、大ざっぱに言って、メキシコ法は
大陸法系、中んずくフランス法系に属し、メキシコでは成文法が主たる法源⁽⁴⁾である。

二 一般に、メキシコの独立は一八一〇年九月一日のイダルゴ (Miguel Hidalgo y Costilla) 神父の蜂起から
と説かれ、九月一五日がメキシコの独立記念日となっているが、実際に独立が達成されたのは、イトゥルビデ
(Agustín de Iturbide) が当時のスペインの副王とメキシコの独立を認めるコルドバ条約を締結した一八二二年で
ある。

こうして、メキシコは独立はしたものの、一八三六年にテキサスを失い、一八四六年から四八年の米墨戦争で敗
れ、国土の五分の二を米國に割譲させられ、さらに、国内の政治の乱れから一八六一年から六七七年までフランスの
干渉をまねくなど、國威は衰亡と凋落の一途をたどった。こういう状況において、メキシコの独立を回復し、その
國の近代化に大きな足跡を残したのがホウアレス大統領である。

このホウアレス (Benito Juárez) 大統領の下で、メキシコの初の連邦民法典が一八七〇年に制定された。⁽⁵⁾⁽⁶⁾また、
叙述が前後するが、ホウアレスは、民法典の制定前、一八五九年に民事婚姻法 (Ley del Matrimonio Civil) と戸

籍法 (Ley del Registro Civil) を制定し、婚姻および戸籍の世俗化を実現している。⁽⁷⁾

さて、一八七〇年法典の原型となったのは一八五九年のホウスト・シエーラ (Justo Sierra) の起草した草案である。ホウスト・シエーラ草案は、フランスの一八〇四年民法典、スペインの一八五一年民法典草案の強い影響を受けていたと言われ、一八六一年に印刷に付され、国内で広く流布したが、程なくフランスの干渉が始まり、編纂事業は一時中断したが、メキシコの独立回復後、草案は国会で僅かな修正の後、一八七〇年二月八日に公布され、翌一八七一年三月一日から連邦直轄区およびバハ・カリフォルニア連邦領において施行された。⁽⁸⁾

三 一八七〇年法典は長命ではなかった。一八八二年に民法典改正草案起草委員会が設置され、一八八三年三月、改正草案が司法大臣に提出され、国会で審議の後、一八八四年三月三十一日、新民法典が公布され、六月一日から施行された。これが第二次の連邦民法典である。⁽⁹⁾

八四年の連邦民法典は全文三八二三条からなり、全体の構成はフランス民法典に準じていた。その内容の特色として、すぐれての個人主義、妻および子に対する夫(父親)の絶対的權威、婚外子に対する差別、婚姻の不解消、財産の絶対的・排他的、無制限の権利視、遺言の自由などがあげられよう。⁽¹⁰⁾

四 ところで、ホウアレスの没後、政權の座についたのがポルフィリオ・ディアス (Porfirio Diaz) で、約三〇年にわたりメキシコを統治した。前述した八四年法典の制定はディアスの統治下であった。ディアスの時代、メキシコの経済は飛躍的に発展した。しかし、その反面、ディアスは政敵を弾圧し、独裁政治を行ない、農民、インディアオは大いに虐げられた。

かくして、一九一〇年の大統領選挙を機にマデーロ (Francisco I. Madero) が立ち上がり、革命が始まった。そして、この革命の成果として制定されたのが一九一七年憲法であり、財産権を社会的職分として觀念づける第二七条、労働者の権利に関する第一二三条に革命の理念の具体化を認めることができよう。この憲法の精神に沿う

て、法律制度の改革の作業が進められ、その一環として連邦民法典の改正が企図された。

それより先、一九一五年一月、革命政府は離婚法 (Ley de Divorcio) を公布し、離婚を初めて認めた。その内容は、その後、一九一七年四月九日の家族関係法 (Ley de Relaciones Familiares) に取り入れられた。⁽¹¹⁾ こうして、それまでの八四年法典の家族法制の改正が行なわれる一方、一九二六年末から一九二八年の始めにかけて、新しい民法典の草案が起草され、⁽¹²⁾ 国会で審議の後、一九二八年八月三日に公布、一九三二年一〇月一日から施行された。メキシコとしてこれが、第三次の民法典で、普通事項について連邦直轄区および連邦領で、連邦事項について共和国全土で現在まで適用されている (以下、「二八年連邦民法典」と略称する)。

二八年連邦民法典に影響を及ぼしたのは、言うまでもなく、革命の理想であり、法の社会化の理念であった。その他、部分的に、それまでの八四年連邦法典、革命政府の制定した家族関係法、それから、外国法では、ドイツ民法典、スイス債務法、アルゼンチン民法典、チリ民法典なども参考になっていると⁽¹³⁾ 言われる。

二八年連邦民法典を公布したメキシコ大統領カイエス (Plutarco Elias Calles) は次のように⁽¹⁴⁾ 言っている。

『……経済の分野では小企業が、法律の分野では過度の個人主義が支配的であった別の時代の経済的、法律的需要の産物である現行民法典 (一八八四年法典のこと) は、私的な性格にもかかわらず、巨大産業の毎日の征服および連帯の原理の漸進的勝利により強く影響されつつある諸関係、ならびに感じられる新しい需要を規律することができなくなったように見える。個人主義的規程が支配する民法典を社会私法典に変えるためには、全体の犠牲において、個別利益にもつばら利することすべてを廃止して、連帯の観念と調和する新しい規定を導入して、実質的に改めることが必要である。新しい法典が表わしている思想は次のように要約できよう。一八八四年民法典の取り入れている過度の個人主義を矯正して、個人利益を社会利益に調和させること。……民法典の改正は革命の回避できない義務である。しかし、家族制度、所有権の理念、日々の変化の簡単な規制は近代生活の需

要と調和しない限り、旧制度は、戦場で敗れながら、引続き、メキシコ社会を支配する。」

二八年連邦民法典の主要な改正点として次をあげることができよう。⁽¹⁵⁾

第一に、男女の法的能力の平等がはかられていること(第二条)。

第二に、無知、通信手段からの隔絶、貧窮などの場合、法律の不知による不履行に対して、救済がはかられていること(第二一条)。

第三に、労働組合に法人格を認めていること(第二五条)。

第四に、家庭において、夫と妻は平等の権威と敬意を有する旨を明文をもって宣言していること(第一六八条)。

第五に、婚姻障害の一つに、婚姻の生物学的、社会的目的達成の、夫婦のいずれか一方の不能を加えていること(第一五六条)。

第六に、家族財産制度を新設していること(第七二三条以下)。

第七に、父子関係および親権の行使に関して、嫡出子と非嫡出子との間の差別を無くしていること(第三二四
条、第三二六条)。

第八に、コンクビナート(事実上の夫婦)に若干の法的効果を認め、事実上の妻および子の保護をはかっていること(第一三六八条、第一六三五条)。

第八に、協議離婚を認めたこと(第二七二条)。

第九に、場合を限定しているにせよ、父子関係の調査の可能を規定したこと(第三八二条)。

第一〇に、所有権について、社会の利益において、一定の制限の下に、所有権の対象物の利用および享益を規定したこと(第八三〇条、第八四〇条)。

第一一に、権利の濫用の理念を導入していること(第一九一二条)。

第二二に、社会連帯の理由により、個人意思の自由な自主制を制限したこと（第二四九条）。

五 二八年連邦民法典は制定から五〇年以上経過しており、制定後、部分的改正を何度か経験していることは云うまでもない。特に、一九七五年の国際婦人年にちなみ、メキシコ市で国際会議が開催されたのを機に、家族法の分野で改正が行なわれている。

六 前述したように、メキシコは連邦制をとり、民法典は州法である。州の民法典の制定年月を示せば、次の如くである。

州名	制定年
連邦直轄区 (Distrito Federal)	1928
アグアス・カリエンテス (Aguas Calientes)	1947
北バハ・カリフォルニア (Baja California N.)	1959
南バハ・カリフォルニア (Baja California S.)	?
カンペチェ (Campeche)	1942
コアウイラ (Coahuila)	1941
コリーマ (Colima)	1953
チアパス (Chiapas)	1938
チワワ (Chihuahua)	1974
ドゥランゴ (Durango)	1947
グアナファト (Guanajuato)	1894
ゲレーロ (Guerrero)	1937
イダルゴ (Hidalgo)	1940
ハリスコ (Jalisco)	1935
メヒコ (México)	1956
ミチョアカン (Michoacán)	1936
モレーロス (Morelos)	1945
ナヤリット (Nayarit)	1937
ヌエボ・レオン (Nuevo León)	1962
オアハカ (Oaxaca)	1943
プエブラ (Puebla)	1901
ケレタロ (Querétaro)	1951 (公布 1954)
キンタナ・ロー (Quintana Roo)	?
サン・ルイス・ポトシ (San Luis Potosí)	1946
シナロア (Sinaloa)	1940
ソノーラ (Sonora)	1940
タバスコ (Tabasco)	1950
タマウリパス (Tamaulipas)	1940
トラスカラ (Tlaxcala)	1976
ベラクルス (Veracruz)	1932
ユカタン (Yucatán)	1941
サカテカス (Zacatecas)	1890

右に示されるように、現行の州民法典の大半の制定年は二八年連邦民法典の公布後であり、その影響を受けてい

る。僅かに、例外的に、グアナファト州の一八九四年民法典⁽¹⁹⁾とサカテカス州の一八九〇年民法典が一八八四年連邦民法典の影響を受けていた。⁽²⁰⁾

このように民法典が州法であるため、法の抵触の問題が生ずる。⁽²¹⁾

- (1) メキシコ国の概要については日本語の文献として、さしあたり、左記を参照されたい。
『ラテン・アメリカ事典 一九八四年版』(ラテン・アメリカ協会 昭和五九年) 八二〇ページ以下。
- (2) メキシコの歴史については、日本語の文献として左記がある。
メキシコ大学院大総編(村江四郎訳)『メキシコの歴史』(新潮社 昭和五三年)。
- (3) メキシコ法史については文献で手許にあるものを左記とする。
Guillermo Floris Margadant S., *Introducción a la Historia del Derecho Mexicano*, Segunda Edición Corregida y Aumentada 1976, México, D.F. (Editorial Esfinge, S.A.).
María del Refugio González, *Historia del Derecho Mexicano*, 1981, Mexico (Universidad Nacional Autónoma de Mexico).
- (4) メキシコ法については英文の文献として左記がある。また要領のよう概説もあり、これは詳細な文献紹介であり、これは業国送表を中心とするが、家族法と相違ない。
a Héctor Fix-Zamudio y Francisco Ruiz-Massieu, México, in "International Encyclopedia of Comparative Law, Volume I: National Reports".
b Helen L. Clagett and David M. Valderrama, *A Revised Guide to the Law & Legal Literature of Mexico*, 1973, Washington D.C. (Library of Congress).
c *A Statement of the Laws of Mexico in matters affecting business*, Fourth Edition, 1970, Washington, D.C. (General Secretariat, Organization of American States).
英文の文献は多くが、左記のものを中心とする。
Fernando Flores Gomez Gonzalez y Gustavo Carvajal Moreno, *Noiones de Derecho Positivo Mexicano*, Tercera Edición Corregida y Aumentada, 1970, México (Ediciones Universales, S.A.).

- (15) キントロの成法及びその上を記す参照和文あり。
 Pablo Macedo, *La Evolución del Derecho Civil*, en “*Evolución del Derecho Mexicano (1912~1942)*”, Tomo II, 1943, Mexico (Editorial Jus), p. 65 y sgtes.
- (16) 中○世轉宗成法書のその上を記す参照和文あり。
 Pablo Macedo, *El Código Civil de 1870. Su importancia en el derecho mexicano*, 1971, México (Editorial Porrúa, S. A.).
- (17) Ramon Sanchez Medal, *Los Grandes Cambios en el Derecho de Familia de México*, 1979, México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 11.
- (18) Macedo, *El Código Civil de 1870*, pp. 15 y 16.
- (19) 八四世轉宗成法書の轉宗成法あり。
 Raoul de La Grasserie, *Code Civil Mexicain*, 1895, Paris (V. Giard & E. Brière).
- (20) 同書 Ignacio Galindo Gattias, *Derecho Civil, Primer Curso: Parte General. Personas. Familia*, 1973, México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 102.
- (21) Galindo, *op. cit.*, p. 103.
- (22) Macedo, *La Evolución*, p. 85.
- (23) Galindo, *op. cit.*, p. 103.
- (24) 9 El Foro 299 (1928), citado por José Castan Tobeñas, en “*Derecho Civil Español, Común y Foral, Tomo Primero: Introducción y Parte General, Volumen Primero: Ideas Generales. Teoría de la Norma Jurídica*.”
 Duodécima Edición, revisada y puesta al día por José Luis de los Mozos, 1982, Madrid (Reus, S. A.), p. 235
 nota (1).
- (25) 同書 Galindo, *op. cit.*, pp. 104~106.
- (26) 批業成法書参照和文あり。
- (27) Sanchez Medal, *op. cit.*, p. 43 y sgtes.
- Rafael Rojina Villegas, *Derecho Civil Mexicano, Tomo Segundo: Derecho de Familia*, Sexta Edición 1983,

- México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 769 y sres.
- (17) 各州の民法典の状況については左記を参照されたい。本文中の州民法典の制定年をいれておこう。
Antonio Aguilar Gutierrez y Julio Derbez Muro, *Panorama de la Legislación Civil de México*, 1960, México (Imprenta Universitaria).
- (18) たゞ「チヨロ州、ヌヒホ、ンオン州およびトットナムカ州については、その民法典を入手しており、Aguilar y Derbez, *Panorama* の記述を本文の如く訂正す。
- Código Civil del Estado de Chihuahua*, 1978, México (Editorial Porrúa, S. A.).
Código Civil del Estado de Nuevo Leon, 1978, México (Editorial Porrúa, S. A.).
Código Civil del Estado de Tlaxcala, 1979, México (Editorial Porrúa, S. A.).
なお、キンタナ・ロー州および南タン・カリンヤンニマ州の民法典については、州への昇格が最近のことであり、民法典の制定状況が不明のため、記述しなす。
- (19) Aguilar y Derbez, *op. cit.*, p. 185.
(20) Aguilar y Derbez, *op. cit.*, p. 379.
(21) Rafael Rojina Villegas, *Derecho Civil Mexicano, Tomo Primero: Introducción y Personas*, Segunda Edición, ampliamente aumentada y actualizada al día, 1975, México (Editorial Porrúa, S. A.), pp. 310 y 311; Galindo, *op. cit.*, pp. 147 y 148.

三

一 メキシコ国憲法第一三〇条第四項は次の如く定める。

「婚姻は民事契約とする。婚姻および人の民事身分に関するその他の行為は、法律の定める条件において、民事の公務員および官公署の排他的管轄に属し、法律が付与する効力を有するものとする」。

メキシコでは、憲法でうたっているように、婚姻は早くから、一八五九年にすでに世俗化され、いわゆる必要民

事婚が成立しており、また、婚姻は契約と把握されている。

二 一八二八年連邦民法典は「婚約」について規定し、一章をそれにあてている（第一三九条から第一四五条まで）。七〇年連邦民法典、八四年連邦民法典には規定がなく、これは一九一七年の家族関係法で初めて規定された⁽¹⁾。約束に違背の場合、損害賠償の請求を認めるとするものであった⁽²⁾。

一八二八年連邦民法典は婚約を「エスポンサーレス」(esponsales) といひ、書面でなされ、かつ承諾された婚姻の約束が「エスポンサーレス」を構成すると定める（第一三九条）。

この婚約の法的性質について、学説は分かれ、学説の一部は契約説をとり、一部は契約説を否定し、単なる事実関係とする。いずれをとるにせよ、この論議は實際上重要性が乏しく、メキシコ法は婚約の性質を契約とすることを基礎としていることは否定できない⁽³⁾。

メキシコ連邦民法上、婚約が有効であるためには、前述の要件（第一三九条）の他に、男は満一六才以上、女は満一四才以上でなければならず（第一四〇条）、婚約者が未成年である場合、その法定代理人の同意を要する（第一四一条）。

婚約は、法的に有効であるといつても、婚約不履行による罰則を何んら約定することができない（第一四二条）。しかし、その履行を無限に延ばす場合、または、正当な事由がないにもかかわらず、それを破棄する場合、次の効果を生ずる。

a その約束を不当に履行しない者は、申込んだ婚姻により、婚約者が費消した費用を償還しなければならない。い。婚約破棄の重大な事由をもたらした者も、同じ責任を負う。この金額は、それぞれの場合の特殊の事情を勘案して、裁判官が定める（第一四三条一項、二項、四項）。

b 精神的損害の名目による賠償を婚約者に支払わなければならない。その金額は有責婚約者の資産、および無

責婚約者の受けた損害の程度を勘案して、裁判官が定める。いずれにせよ、婚約の期間、婚約者間の親密の程度、婚約の關係の周知の程度、婚姻の間近かさ、その他を裁判官は考慮しなければならない（第一四三条）。

c 婚姻が挙行されない場合、婚約者は、相互に、婚姻を理由にして贈与した物の返還を請求する権利がある（第一四五条）。

費用の償還、慰謝料、贈与の返還請求権は婚約破棄から起算して一カ年で失効する（第一四四条、第一四五条）。

三 メキシコ民法上、婚姻の成立要件として次の三者が説かれる。

a 能力（婚姻適令）。

b 婚姻意思。

c 法定手続の履行。

まず、婚姻行為の能力に関して、男は満一六才、女は満一四才に達していることを要し（第一四八条）、未成年者⁽⁴⁾は、親権もしくは後見を行使する者の同意を得ることを要する（第一四九条、第一五〇条）。この同意は、尊属もしくは後見人が正当な事由がないにもかかわらず、与えることを拒否する場合、代わって行政官庁（連邦直轄区政務長官もしくは支庁長官）が与えることができる（第一五一条）。尊属もしくは後見人のない場合、未成年者の住所地の家庭裁判官が婚姻が有効に行なわれるための同意を与えることができる⁽⁵⁾（第一五〇条、第一五一条、第一五二条）。

次に、婚姻の意思に瑕疵があつてはならない。人違いのような、錯誤（error）は婚姻意思に瑕疵あらしめる。強迫は、誘拐の場合、特に重要である。何故ならば、被誘拐者が自由に自己の意思を表示できる安全な場所にかえるまで、自由な意思表示ができないからである（第一五六条一項七号）。

法定手続の履行については後述する。

これら三者の他に、目的における適法性を婚姻の成立要件の一つにかかげる学者もいるが、それは後述する「障害」のないことである。

四 メキシコ民法上、インペディメントス (impedimentos) は、締結しようとする婚姻の挙式を禁ずる何んらかの事情を意味する。⁽⁶⁾ すなわち、婚姻に対する障害である。

メキシコの民法学者は、この障害を impedimentos dirimentos と impedimentos impeditives に二分する。⁽⁷⁾ 前者は、直訳すれば、「婚姻を」解消する障害」であって、これに反して婚姻すれば、婚姻は無効となるのであり、「絶対的障害」と訳出しよう。後者は「妨害的障害」の意味であって、これに反して婚姻した場合、婚姻の効力に影響なく、その違法を生ぜしめるのみである。これを「相対的障害」と訳出しよう。

絶対的障害に次のものがある。

a 婚姻締結のための肉体的資格の欠缺 (第一五六条一項一号)。法定の婚姻適令に達せず、かつ年令の特免も受けていない場合、⁽⁸⁾ 婚姻は有効に挙式できない。ただし、夫婦が婚姻適令に達し、その間、無効の申し立てがなされなかった場合、無効の事由は消失する (第二三七条)。

b 婚姻締結者が一八才未満である場合、この者に対して親権を行使する者、または場合により、後見人もしくは裁判官の同意の欠缺 (第一五六条二項二号)。

この障害に基づく無効の訴について次の点に注意されたい。

- (i) 訴権者は同意を与える資格のある者に限られる。
- (ii) 訴を提起できる期間は、婚姻の挙式を知った時から起算して三〇日であり短期である (第二三八条、第二三九条一号)。
- (iii) 親権者が黙示的に同意した場合、障害の事由は止む。後見もしくは裁判官も追認することができる (第二

三九条二号)。

c 尊属もしくは卑属の別を問わず、親等に制限なく、直系の血族もしくは姻族の關係は婚姻の挙式を妨げる(第一五六条一項三号)。親系を同じくする傍系においては、障害は兄弟姉妹および異父もしくは異母の兄弟姉妹に及ぶ。親系の異なる傍系においては叔父叔母および甥姪にのみ及ぶ。なお、三親等の親族は特免を受けることができる(第一五六条一項三号、二項)。

d 直系姻族。親等に制限はない(第一五六条一項四号)。

e 婚姻締結を企図する者の間に姦通があり、これが裁判により立証されているときの姦通(第一五六条一項五号)。

f 婚姻していない者との婚姻締結のため、夫婦の一方の生命に対する暴力行為(第一五六条一項六号)。

g 重大な暴力もしくは脅迫(第一五六条一項七号)。

h 常時の泥酔、麻葉中毒、エーテル中毒およびその他の無気力になる薬品の不当な使用。治癒不可能の性交不能⁽¹⁰⁾。梅毒、狂気、およびその他の治癒不可能で、伝染性もしくは遺伝性の疾病⁽¹¹⁾(第一五六条一項八号)。

i 無知および愚鈍(第一五六条一項九号)。

j 重婚(第一五六条一項一〇号)。

k 養子縁組に基づく紐帯が存続する間の養親と養子もしくはその卑属⁽¹²⁾(第一五七条)。相対的障害とされるものに次のものがある。

a 婚姻適令不足の如く、特免を受ける申し立ての手續が継続中であるにもかかわらず、婚姻が締結された場合(第一五六条一項一号参照)。

b 待婚期間中の女が再婚する場合⁽¹³⁾(第一五八条)。

c 後見人が後見計算書の承認前に被後見人と婚姻する場合（第一五九条）。

これらの相対的障害の場合、もしも婚姻が挙行されると、裁判官は、特免が得られるまで、財産を受け取り、管理する臨時の管理人を直ちに任命する（第一六〇条）。

五 婚姻の挙式は次の如く行なわれる。

(1) 婚姻挙式の予定日の八日前に（第一〇一条参照）、婚姻を希望する者は、その住所地の民事登録裁判官の前に出頭して、希望者兩名、希望者兩名を知る証人二名の署名した申請書（*solicitors*）を提出する（第九七条）。この申請書には左記が記載される（第九八条）。

a 婚姻を希望する者のおよびその父母が知られている場合、父母の氏名、職業および住所。婚姻を希望する者の一方もしくは双方が既婚者である場合、前婚の相手の氏名、その解消の事情、および解消の日付も記載される。

b 法定の婚姻障害がないこと。

c 婚姻で結ばれることが自己の意思であること。

この申請書に左記の書類が添付される（第九八条）。

a 婚姻希望者の出生証明書。出生証明書のない場合、外見上、婚姻適令に達していることが明白でないとき、その年令を明らかにする医師の証明書。

b 婚姻希望者が未成年の場合、親権者など、同意権者が同意する旨を記載する書面。

c 婚姻希望者双方を知っており、かつ、婚姻の法定障害がないことを明らかにする、成年の証人二名の申述。婚姻希望者双方を知る二名の証人がない場合、各々について二名の証人が出頭しなければならない。

d 婚姻希望者が梅毒、結核、その他の伝染性の、遺伝性の、慢性かつ治癒不能の疾病にかかっていることを、

真実を述べる誓約の下で、保証する資格ある医師が署名した証明書。

e 夫婦財産制に関して締結しなければならない約定。

f 婚姻希望者の一方もしくは双方が既婚者の場合、前婚の解消を明らかにする書類。

g 婚姻希望者の一方もしくは双方に特免をうけられる障害のある場合、障害の特免の書類。

(2) 指定された日、場所、時間に、婚姻を希望する者は、各々について二名の証人(挙式前申請書に添付される申述に署名した者とは別の)が民事登録裁判官の前に参集する(第一〇二条参照)。

民事登録裁判官は挙式前申請書、これに添付された書類、および執り行なった手続を大声で読み上げ、証人に、婚姻を希望する者が挙式前申請書にいうのと同じ人物であるか、を問いただす。肯定の答えの場合、婚姻を希望する者、各々に、婚姻を結ぶことがその意思であるか、と問いただし、肯定の答えの場合、裁判官は、法律と社会の名において結ばれたと宣言する。

(3) それから、民事登録裁判官が婚姻証書 (acta de matrimonio) を作成する(第一〇三条一項)。

婚姻証書は、婚姻による紐帯の存在の証明手段であり(第三九条参照)、婚姻の挙式、夫婦間の紐帯の存在および有効さを完全に証明する⁽¹⁵⁾。

婚姻証書の記載事項は、二八年連邦民法典第一〇三条に規定されているが、その中、婚姻証書としての効力にかかわる絶対的必要事項は次の通りである⁽¹⁶⁾。

a 婚姻希望者の氏名、および、その他の身元証明に関する事項。

b 婚姻で結ばれることが自己の意思であるという婚姻希望者の申述。

c 法律と社会の名において結ばれたという民事登録裁判官の申述。

d 婚姻希望者の署名。

e 民事登録裁判官の署名。

六 外国で婚姻したメキシコ人の場合、共和国に到着した時から三カ月以内に夫婦が住所をおく地の民事登記所において婚姻準式証書 (*acta de la celebración del matrimonio*) が転記されなければならない。転記がこの三カ月以内になされた場合、民事上の効果は婚姻準式の日に遡及する。三カ月以内になされない場合、転記がなされた日からのみ効力を生ずる (第一六一条)。

メキシコでは、準式国の法令に準拠して、準式国の法律が定める手続をふんでいる場合、外国で準式された婚姻の効力は認められる。しかし、夫婦の関係はメキシコ法が規律する。ただし、家族の組織は公共の利益に関することであり、家族に適用される諸規定は公序に関するからである。⁽¹⁷⁾

七 婚姻の効果としてメキシコ民法上種々のものが考えられる。

第一に、夫婦間の一般的効果、

第二に、夫婦間の財産的效果、

第三に、子に対する効果である。

まず、第一の夫婦間の一般的効果として、二八年連邦民法典は夫婦のあり方について規定する。すなわち、家庭において、夫と妻は平等な権威および敬意を有し、したがって、子の教育および形成、ならびに子の財産の管理に関するすべてを合意することも認め (第一六四条)、成年の夫と妻は自己の財産を管理し、契約し、もしくは処分し、訴えを提起する完全な能力を有し、そのような目的のため、夫は妻の同意を要せず、妻は夫の許可を要しないという (第一七二条)。夫と妻は、それぞれ、いかなる行為も行なうことができる。ただし、家庭の道徳もしくは家族の構造を破壊するものは除かれ、夫婦の一方は他方のそのような行為に訴えをもって反対することができる (第一六九条)。

次に、婚姻より派生する夫婦間の同居義務、貞節義務および扶助協力義務⁽¹⁸⁾も一般的効果の一つである。
同居義務

夫と妻は夫婦の住所に同居しなければならない(第一六三条⁽¹⁹⁾)。同居する (cohabitare) とは、夫と妻が同じ家に住む、同じ屋根の下で生活することを意味する。この法定義務は婚姻において本質的なものである⁽²⁰⁾。

夫婦のいずれか一方による同居義務の不履行は、正当な事由がないにもかかわらず、六カ月以上継続する場合、離婚の事由となる(第二六七条八号)。ただし、公務もしくは社会的な役務をなすときを除き、夫婦の一方が外国に住所を移転した場合、または非健康的もしくはは不道徳的な地に住所がおかれた場合、他方の同居の義務を裁判所は免除することができる(第一六三条但し書き)。

問題は夫婦の住所 (domicilio conyugal) の意味で、夫婦が同居する家があって、そこに共同の住居 (morada) をおくことに合意している地と解されている⁽²¹⁾。

誠実義務

これは夫婦の尊厳および名譽のみならず、家族の基礎である一夫一婦制を保証するものである⁽²²⁾。二八年連邦民法典にはこれを直接的に表現する規定はないが、連邦刑法典に姦通罪に関する規定があり(第二七三条から第二七五条)、間接的に誠実義務を定める。

誠実義務の違反は離婚の事由の一つであるが(第二六七条一号)、姦通にいたらなくても、夫婦の一方の他方に対する虐待、脅迫もしくは重大な侮辱となる場合(第二六七条一号)、離婚の事由となることがある。

扶助協力義務

二八年連邦民法典第一六二条は夫婦各々に課せられた相互の扶助協力義務を定める。夫と妻はお互に助け合わなければならない。この相互扶助は、疑いもなく、婚姻の本質的な、主要な要素である⁽²³⁾。

以上の他、婚姻の効果として、一八才に満たない者は婚姻により親権から解放される（第六四一条）。いわゆる婚姻による成年擬制である。

なお、夫婦の姓について、二八年連邦民法典には規定がない。メキシコでは、女は婚姻によっても姓は変わらず、慣習上、既婚であることを示すため、自己の姓の後に夫の姓を附加し、両者の間に *de* を挿入する。⁽²⁵⁾ たとえば、Ignacio Galindo Gorza の妻は Ernestina Garfias de Galindo と名のる。付記すれば、両者の間に生まれた子の名は Ignacio Galindo Garfias と父と母の姓を名のる。

八 婚姻から派生する財産的效果として、メキシコ法上、婚姻費用の分担、夫婦財産制の問題、さらに、夫婦間の贈与が取上げられる。

まず、婚姻費用の分担について、二八年連邦民法典に規定があり、夫婦は家庭の維持、夫婦の扶養、および子の扶養、ならびに子の教育を経済的に分担すると言う（第一六四条）。このため、夫婦の一方および子は、家庭の経済的維持を引き受ける者の収入および財産に対する優先債権者とみなされる（第一六五条）。

九 一八七〇年連邦民法典および一八八四年連邦民法典は、夫婦財産制について、夫婦組合制および財産分離制の両者を認め、婚姻に際して明示の合意のない場合、夫婦組合が創設されることとされていたが、一九一七年の家族関係法では、この点を改めて、別段の明示の約定のない限り、財産分離制がとられることとされた。これは、一八七〇年連邦民法典および一八八四年連邦民法典の下では、夫が強制的に組合の管理者となり、夫婦組合がむしろ濫用されていたからと言われる。⁽²⁶⁾

二八年連邦民法典は、七〇年連邦民法典および八四年連邦民法典にならって、夫婦財産制として、夫婦組合制および財産分離制の二者を定める（第一七八条）。

婚姻にあたって、当事者は夫婦組合制および財産分離制のうちのいずれかを選択しなければならず（第九八条五

号、第九九条、第一〇三条一項七号)、夫婦財産制契約 (*capitulaciones matrimoniales*) が締結される。

夫婦組合 (*sociedad conyugal*) を設立する夫婦財産制契約は、夫婦が財産の共有者となる、または財産の所有権を移転することを約定し、この所有権の移転が有効であるために公正証書の作成が必要であるとき、公正証書に記載されるものとする (第一八五条)、夫婦財産制契約についてなされる変更も同じ方式をとる (第一八六号)。

夫婦組合は、夫婦財産制契約により規律せられ、定めのないところについて、組合契約に関する諸規定により規律される (第一八三条)。二八年連邦民法典には夫婦組合を創設する夫婦財産制契約の記載事項 (夫婦各々が出捐する不動産目録の記載事項、組合の運営、利益の配分、組合の解散原因、清算手続、など) が詳細に例示されている (第一八九条)。しかし、夫婦組合制をとるには、夫婦財産制契約を締結する必要なく、婚姻の挙式に際して、夫婦組合制をとる旨の申述のみで足りると解されている。⁽²⁶⁾

財産分離 (*separación de bienes*) 制は、婚姻前に夫婦財産制契約により、または婚姻中、夫婦の合意により、もしくは裁判所の判決により定めることができ、婚姻挙式時に夫婦がそれぞれ所有した財産のみならず、その後取得する財産をも対象とすることができる (第二〇六条)。

この財産分離制は絶対的のものとの部分的のものいづれでもよいが (第二〇八条)、だからと言って、夫婦組合制との中間的なものは認められない。この制度の趣旨が、夫婦はそれぞれに帰属する財産の所有権および管理権を維持し、これらの財産の果実および従物は、共通のものではなく、その財産の所有主に排他的に帰属することにあるからである (第二一二条参照)。

婚姻に関連する贈与に、婚姻前贈与と夫婦間の贈与の二者がある。叙述の都合上、後者も、ここで取り上げる。

婚姻前贈与 (*antenuciales*) は、婚姻前に婚約者の一方が他方になす贈与、および第三者が婚姻を考慮に入れて、夫婦のいづれか一方になす贈与をいう (第二一九条、第二二〇条)。

婚姻前贈与が有効であるため、明示の承認を必要としない(第二二五条)。婚姻が挙式されない場合、婚姻前贈与は効力を生じない(第二三〇条)。贈与者の子の出生によっても、また忘恩によっても、婚姻前贈与は取り消されない(第二二六条、第二二七条)。ただし、忘恩の場合、贈与者が第三者であり、贈与が夫婦双方になされ、二人とも忘恩的であるときは取り消すことができる(第二二七条)。しかし、贈与者が夫婦の一方であるとき、受贈者である夫婦の他方の姦通、または夫婦の住所の不当な放棄により取り消されたものと解される(第二二八条)。未成年者が婚姻前贈与をなすのに、父母もしくは後見人の関与、または裁判所の認可を要する(第二二九条)。夫婦間の婚姻前贈与は、その額が贈与者の財産の六分の一を超える場合、正式のものとなれない(第二二一条)。夫婦は相互に贈与をなすことができる。これが夫婦間贈与(donaciones entre consortes)である。これは夫婦財産契約に反してはならず、扶養を受ける尊属もしくは卑属の権利を侵害してはならず、贈与者の死亡によってのみ確認される(第二三二条)。

夫婦間の贈与は、贈与者により自由にかついかなる時にでも取り消すことができる(第二三三条)。

一〇 子に対する婚姻の効果として次が取り上げられる。

第一に、嫡出性の推定である(第二三四条)。

第二に、準正であり、両親の婚姻は、認知した子を、婚姻により出生した子ならしめる(第三五四条以下)。

(1) Antonio Aguilar Gutiérrez, Síntesis de Derecho Civil, en "Panorama del Derecho Mexicano", Tomo II, 1965, Mexico (Universidad Nacional Autónoma de México), p. 44.

(2) この「ユスボンサーレス」の制度はメキシコ全土で認められていない。メドロ、マヤウリン、オアハカ、サン・ルイス・ポトシおよびユカタンの諸州の民法典には採用されていない。

(3) Rafael de Pina Vara, *Elementos de Derecho Civil Mexicano, Volumen Primero: Introducción—Persons—Familia*, Decimotercera Edición, revisada y actualizada, 1983, México (Editorial Porrúa, S.A.), p. 323.

- (4) 二八年連邦民法典は一八才以上を成年とする(第六四六条)。
- (5) このような場合、カンペンチエ州、シナロア州などでは、州知事が代つて同意を与えることができる。Aguilar y Derbez, *op. cit.*, p. 45.
- (6) Pina, *op. cit.*, *Volumen Primero*, p. 327.
- (7) Rojina Villegas, *op. cit.*, *Tomo Segundo*, p. 259 y sigtes; Galindo, *op. cit.*, p. 460.
- (8) 未成年者が妊娠の場合、胎児の保護のため、特免が与えられるべきである。Galindo, *op. cit.*, p. 461 nota (4).
- (9) ハリスコ州、ユカタン州では、姦通は障害ではなく、障害とする。夫婦の生活をむしろ正常ならざるものとするべきである。Aguilar y Derbez, *op. cit.*, p. 47.
- (10) フンフスカリエンテ、チアパス、ハリスコの諸州では、性交不能が老令による場合、障害とはならぬ。Aguilar y Derbez, *op. cit.*, p. 47.
- (11) その典型は梅毒である。二八年連邦民法典が編纂された頃、メキシコ全国の人口の約六〇パーセントが、メキシコ市では人口の約五〇パーセント強が、一五才から二五才までの人口の三五パーセントが梅毒にかかっていたと言われる。Anna Macías, *Against All Odds. The Feminist Movement in México to 1942*, 1982, Westport (Greenwood Press), p. 120.
- (12) 道徳、善良な風俗に反するからと説明される。Galindo, *op. cit.*, p. 466.
- (13) カンペンチエ州では、待婚期間を女は待つ必要がなく、医師の診断書で足りる。Aguilar y Derbez, *op. cit.*, p. 45.
- (14) 代理人の出席も許される。ただし、包括的な委任状ではなく、目的を特定したものであることを要する。Galindo, *op. cit.*, p. 478.
- (15) Galindo, *op. cit.*, p. 479.
- (16) Galindo, *op. cit.*, p. 475.
- (17) Galindo, *op. cit.*, p. 482.
- (18) これらの他に、婚姻の主たる目的に各自が寄与する義務、すなわち、夫婦のつとめをはたして、種を生殖することとすべきである。Aguilar, *op. cit.*, p. 47.

(19) 二八年の制定当時の原始法文は「妻は夫のそばに住まなければならない」であった。一九五三年に本文のような現行法に改正された。このため、男女同権への動きを認めることができよう。Aguilar, *op. cit.*, p. 48.

(20) 同前 Galindo, *op. cit.*, p. 511.

(21) ×キント連邦最高裁判所が同旨の判決をくりかえしてゐる由である。Galindo, *op. cit.*, p. 513.

(22) 同前 Galindo, *op. cit.*, p. 514.

(23) 同前 Galindo, *op. cit.*, p. 516.

(24) Galindo, *op. cit.*, p. 335.

(25) Aguilar, *op. cit.*, p. 49.

(26) ×キント連邦最高裁判所の判例の立場である。Jorge A. Sanchez-Cordero Dávila, *Derecho Civil*, en "Introducción al Derecho Mexicano, I, 1981, México (Universidad Nacional Autónoma de México)," p. 768.

四

一 婚姻の解消の事由として次の三者がある。

第一に、夫婦のいずれか一方の死亡。

第二に、離婚。

第三に、婚姻の無効。

これらの事由のうち、第一の事由について附言することはない。次に、婚姻の無効から取り上げる。

二 二八年連邦民法典は婚姻の無効原因として、次の三者をあげる(第二三五条)。

a 人違い。

b 法定の障害の一つがあるにもかかわらず、婚姻が挙式されたこと。

c 挙式に際してとられるべき方式の欠缺。

まず、人違いの場合、間違えられた配偶者が、この事に気付いて、直ちに申し立てなければ、婚姻を追認したとみなされる(第二三六条)。このため、この無効は相対的と説かれる⁽¹⁾。

婚姻障害には、前述した如く、婚姻の無効を生ずる絶対的障害と、婚姻の無効を生ぜず、結果として民事登録裁判官の行為が違法とする相対的障害とがある⁽²⁾。ここでは、婚姻を無効とする絶対的障害のみを取り上げる。

a 年令不足で、特免を受けていない場合(第一五六条一項一号)。ただし、年令不足は、子のある場合、無効原因でなくなる。また、子がなくても、未成年者が一八才に達したとき、および夫婦双方とも無効を企図しないとき、無効の原因でなくなる(第二三七条)。

b 尊属の婚姻の同意の欠缺。同意権者が婚姻を知った時から三〇日で無効申し立て権は失効する(第二二八条)。また、この期間内に尊属が明示的にもしくは黙示的に婚姻に同意した場合、無効の事由はなくなる(第二三九条)。

c 後見人もしくは裁判官の同意の欠缺(第一五六条一項二号)。無効申し立て権を行使できる期間は右と同じく三〇日である。また、後見人および裁判官は婚姻を追認できる(第二四〇条)。

d 近親婚(第一五六条一項三号)。利害関係人(夫婦のいずれか一方、尊属もしくは検察官)は、何時でも、無効の訴えを提起できる(第二四七条)。ただし、近親婚の障害に基づく無効の申し立てには除斥期間がなく、いかなる方法にせよ、これを追認することもできないからである(第二二五条参照)。ただし、傍系の三親等内の、叔父叔母と姪甥間の婚姻については、前述した如く、特免を受けることができ、この場合、無効事由は消失し、婚姻は挙式の時から効力を有することになる(第二四一条)。

e 姦通者間の婚姻。これを事由とする無効の申し立ての前提として、前婚が解消しており、不実の配偶者が姦通の相手方と新たな婚姻を挙式していることがなければならぬ。この申し立て権者は姦通された配偶者お

よび検察官で、姦通者の婚姻挙式の日から起算して六カ月以内になされなければならない(第二四三条)。

f 夫婦の一方の生命に対する暴力行為(第一五六条一項)。暴力行為の犠牲者である配偶者の子によりもしくは検察官により新たな婚姻が挙式された時から起算して六カ月の期間内に無効を申し立てることができる(第二四四条)。

g 重大な暴力もしくは脅迫による婚姻(第一五六条一項七号)。配偶者、その尊属もしくは後見人の生命、名誉、自由、健康もしくは財産の重要な一部を失なう危険を意味する場合、脅迫は相当と解される。³⁾誘拐が暴力行為の典型であり、被誘拐者が自由に意思表示できる安全な場所に帰られない場合、婚姻は無効である(第一五六条)。この無効の申し立て権は脅迫を受けた配偶者に帰属し、暴力・脅迫の止んだ時から六カ月以内になされうる(第二四五条二項)。

h 酩酊の常習、麻薬中毒、もしくは梅毒など悪質な疾病(第一五六条一項八号)。これを事由とする婚姻無効の申し立ては、配偶者によってのみ、婚姻の挙式から六〇日以内になしうる(第二四六条)。

i 無知もしくは愚鈍(第一五六条一項九号)。これを事由とする無効の申し立ては配偶者もしくは無能力者の後見人がなしうる(第二四七条)。この場合、申し立ての期間に制限はない。

j 重婚(第一五六条一項一〇号)。この場合、婚姻(第二)の無効の申し立て権は第一の婚姻の配偶者、その子もしくはその相続人および第二の婚姻の配偶者に帰属し、これらの者が申し立てない場合、検察官が訴えを提起する(第二四八条)。

無効事由の存在が立証されると、無効と判決され、その効果は夫婦間のみならず、その子、および夫婦の財産関係にも及ぶ。

善意で(婚姻について)締結された婚姻は、たとい無効を宣告されても、婚姻が継続する間、夫婦の利益におい

て、そのすべての民事上の効果を生ずる。そして、婚姻の挙式前に、婚姻中、および配偶者が別居していなかった場合は、無効判決から、もしくは別居していた場合は、別居から三〇〇日以内に出生した子の利益において、いかなる時でも、民事上の効果を生ずる（第二五五条）。

夫婦の一方のみに側の善意が存する場合、婚姻はその者および子についてのみ民事上の効果を生ずる。夫婦の双方の側に悪意が存した場合、婚姻は子についてのみ民事上の効果を生ずる（第二五六条）。

三 メキシコの一八七〇年連邦民法典および一八八四年連邦民法典は「離婚」を認めず、divorcioの語を用いるとしても、それは「別居」(separación de cuerpos)の意味であつた。⁽⁴⁾一九一〇年からの革命の最中、革命政府により一九一五年に離婚法が制定され、その趣旨をとり入れた一九一七年の家族関係法は協議離婚も認め、詳細に規定した。現行の一九二八年連邦民法典は、一七年家族関係法の趣旨を引き継いでいる。⁽⁵⁾

二八年連邦民法典によれば、離婚とは、婚姻の義務的法律関係を解消し、夫婦と他の者との婚姻の締結を可能ならしめるものをいう（第二六六条）。

現行法の下では、離婚には協議離婚と裁判離婚があり、前者には行政手続によるものと裁判所の関与する調停的のものがある。⁽⁶⁾

協議離婚

行政手続による協議離婚 (divorcio por mutuo consentimiento en la vía administrativa) は、夫婦の住所地の民事登録裁判官の面前で行なわれる。夫婦は自から出頭し、二人とも成年であり、子がなく、かつ、夫婦組合制をとっている場合、夫婦組合の清算に合意していることを証明して、確定的かつ明白に、離婚の意思を表示する（第二七二条一項）。

民事登録裁判官は、夫婦の身許を確認の後、離婚の申請書を作成し、一五日後に追認のために出頭するよう、夫

婦を召換する(第二七二条二項)。

夫婦がこの申請を追認すると、民事登録裁判官は兩名が離婚したと宣告し、離婚証書を作成し、前婚の証書に注記し、婚姻証書を作成した民事登録裁判官に離婚の確定を通知する(第二七二条二項)。

和諧(reconciliación)は協議離婚の手續を終了せしめる。和諧後一年経過しなければ、離婚の申し立ては許されない(第二七六条)。

調停的協議離婚

行政手續による協議離婚の許される条件に該当しない夫婦の場合、すなわち、子がいるまたは夫婦が未成年であるような場合、裁判所の関与する協議離婚(divorcio por mutuo consentimiento en la vía judicial)が行なわれる(一九三二年連邦民事訴訟法典第六七四条以下)。

離婚の申請が裁判所に提出されると、夫婦および檢察官が召喚され、八日後一五日間の間、和諧の試みがなされる(民訴第六七五条)。

合意に達しない場合、再度和諧の努力がなされる。これが効を奏しないが、未成年のもしくは無能力の子の権利の保証を夫婦が合意していると裁判官が判断する場合、婚姻が解消された旨の判決を下す(民訴第六七六条)。

離婚の審理中、裁判官は、暫定的に、夫婦の別居を許可し、扶養義務者に子の生存を保証するために必要な措置を命ずる(民訴第二七五条)。

裁判離婚(divorcio contencioso)

離婚事由に無責の配偶者は、請求の根拠である事実を知った日から六カ月以内に限り、離婚の訴えを提起できる(第二七八条)。

離婚の事由は、二八年連邦民法典に規定されているが、学説はこれらを制裁としての事由(causal como sanción)

と救済としての事由 (causal como remedio) に区分する。

A 制裁としての事由

- a 手続を履んで証明された夫婦の一方の姦通(第二六七条一号)。
- b 妻が婚姻前に懐胎した子を婚姻中に出産し、非嫡出と宣告された事実(第二六七条二号)。
- c 妻に売春させるための夫の申込(第二六七条三号)。
- d 犯罪をおかすための、夫婦の一方による他方への暴力による教唆(第二六七条四号)。
- e 夫もしくは妻による、子の墮落を目的としてなされる非道德的行為、ならびに墮落の許容(第二六七条五号)。

f 正当な理由なしに、六カ月を超えて、夫婦の同居を離れること(第二六七条八号)。

g 夫婦の一方の他方に対する虐待、脅迫、もしくは重大な侮辱(第二六七条十一号)。

h 二年以上の懲役刑に相当する犯罪についての、夫婦の一方による他方に対する誣告(第二六七条一三号)。

i 家族の荒唐をもたらすおそれがある、もしくは夫婦の不和の絶えない理由を構成する場合、賭博もしくは酩酊の習慣、または無気力にする薬品の不当かつ永続的使用(第二六七条一五号)。

j 夫婦の一方が他方の身体もしくは財産に対して、他人に関するものであれば罰せられる行為(一年以上の懲

役刑に相当するものに限る)を行なうこと(第二六七条一六号)。

B 救済としての事由

- a 梅毒、結核、またはその他の慢性もしくは治癒不能で、かつ伝染性もしくは遺伝性の疾病にかかること、ならびに婚姻締結後に発生した治癒不能の性交不能(第二六七条六号)。
- b 治癒不可能の精神病にかかること(第二六七条六号)。

このように無責事由が離婚原因に加えられることは婚姻からの解放であり、ここに有責主義から破綻主義への歩みを認めることができよう。

四 離婚は婚姻の義務的法律関係を解消し、夫婦と他の者が婚姻するための完全な能力を回復する（第二六六条、第二八九条）。ただし、協議離婚の場合、離婚から一年間、また有責配偶者は、離婚から二年間、婚姻できない（第二八九条三号、二号）。妻（正確には、有責にあらざる妻）は、前婚の解消後三〇〇日の間に出産しない限り、この期間が経過するまでは新たな婚姻を締結することができない（第一五八条）。

この他の離婚の効果について、二八年連邦民法典は、離婚原因に対する責任の有無により区別し、有責配偶者について次のように定める。

第一に、裁判離婚の場合、有責配偶者は他方に対して扶養料 (*alimentos*) の支払が判決される⁽⁸⁾（第二八八条一項）。

第二に、離婚により無責配偶者に生ずる損害を有責配偶者は賠償しなければならない（第二八八条一項）。

第三に、有責配偶者は他方からはまたは婚姻を考慮して第三者から与えられたもしくはは約束を受けたすべての贈与を失なう（第二八六条）。

第四に、子の状況、具体的には、親権者、監護者の決定にあたって、責任の有無が考慮される（第三八三条）。

- (1) 同前 Galindo, *op. cit.*, p. 494.
- (2) 相对障害があるにもかかわらず、婚姻する者、未成年者の父母、後見人もしくはは裁判官、および許可権者の許可なしに未成年者と婚姻する者は罰則の適用を受ける。Pina, *op. cit.*, *Volumen Primero*, p. 333.
- (3) 同前 Galindo, *op. cit.*, p. 498.
- (4) Aguilar, *op. cit.*, p. 53.
- (5) 詳細は上記を参照せよ。Rojina Villegas, *op. cit.*, *Tomo Segundo*, p. 427 y sgtes.

- (6) かつて、一時、一部の州で離婚が簡単な手続で行なわれたことがあり、これが *divorcio del vapor* (蒸氣離婚) と呼ばれた。これらは、今日、連邦最高裁判所の一連の判決により憲法違反とされている。同旨 *Aguilar, op. cit., p. 56.*
- (7) 同旨 *Sanchez-Cordero, op. cit., p. 769.*
- (8) *Sanchez-Cordero* は、扶養料の支払は婚姻中の扶助義務の延長、かつ、この義務の事前の解消による補償として理解せらるべきであると云ふ。 *op. cit., p. 771.*

五

一 法律上の婚姻とならんで、メキシコ法は事実上の婚姻 (*matrimonio de hecho*) に、限られているにせよ、若干の法的効果を認め、これをコンクビナート (*concubinato*) と呼ぶ。

一八七〇年連邦民法および一八八四年連邦民法典はコンクビナートを認めておらず、これが初めて規定されたのは二八年連邦民法典からである。その立法の趣旨は、立法趣意書で次のように言う。⁽¹⁾

「われわれの間には、特に大衆階層においては家庭を作る特殊な様式コンクビナートがある。そのような状態で生活する者は今日まで法の外側におかれてきた。しかし、立法者は目を閉じず、ある社会階層ですぐれて一般化している様式に気付くべきである。だからこそ、草案では、子についてであれ、あるいは、同時に母親でもあるコンクビーナ (事実上の妻) のために、コンクビナートが何んらかの法的効果を生ずるよう、認められている。コンクビナートの関係で生活する者が、双方とも、未婚であるときに、効果が発生する。ただし、婚姻に敬意を払うことが望まれているからである。そして、委員会は婚姻を家庭的な、道徳的な形とみており、コンクビナートの場合前述したように、すぐれて一般化しているから、立法者が無視してはならない事実である。」

二 二八年連邦民法典は「第三編相続について」の「第四章法定相続について」の「第六節コンクビーナの相続について」、さらに、他にもコンクビナートに関連する若干の法条をおいている。それらを要約すれば、

第一に、コンクビーナ concubina (事実上の妻) に、コンクビナリオ concubinario (事実上の夫) の相続財産の配分に参加する権利を与えている (第一六三五条)。

第二に、事実上の夫婦関係が継続している間に懐胎した子に父子関係の捜査が許される (第三八二条)。さらに、事実上の夫婦関係の始期から一八〇日後、その終了から三〇〇日以内に出生した子は事実上の夫婦の子と推定される (第三八三条)。

第三に、こうして父子関係が明らかになると、子は父および母の姓を名乗る権利が与えられ、「父」から扶養を受ける権利および相続分を受ける権利が与えられる (第三八九条、第一六〇七条)。

しかし、二八年連邦民法典にはコンクビナリオの一般的定義規定はない。ただ、前述した第一のコンクビーナについて、被相続人 (事実上の夫) の死の直前の五年間、あたかも被相続人を夫として同棲した、または被相続人の子を成した女で、被相続人ともども、コンクビナリオの期間中、他の者と婚姻していない者という (第一六三五条本文、第一三六八条)。

右から言えることは、二八年連邦民法典が想定しているのは、他の者と法的婚姻を結んでいない男女間で、法的手続は履んでいないけれども、事実上発生する恒久的な共同生活であって、男女間の一時的な結合ではないことである。

いずれにせよ、条件付であるにしても、このような事実上の男女の結合を認めたことは、法的手続を履むことを前提とする婚姻制度と矛盾するものであろうが、その国の大衆階層、特に農民間における現実を立法者は無視できなかったのである。

(1) Galindo, *op. cit.*, p. 450.

(2) Motivos del Código Civil, en "Código Civil para el Distrito Federal, Quincuagesimosegunda Edición 1983,

Mexico (Editorial Porrúa, S. A.), p. 16.

- (3) カンペチェン、ハリスコ、タマウリスの諸州ではコンクビーナの相続権が否定されているが、サン・ルイス・ポトン、マタムorasの諸州ではコンクビーナのみならず、コンクビナリオの相続権も認められている。Aguilar y Derbez, *op. cit.*, p. 52.
- (4) モレーロス、ソノラの二州では、コンクビーナにコンクビナリオに対する扶養料請求権があり、チアパス州では、コンクビナリオにコンクビーナに対する請求権が認められている。Aguilar y Derbez, *ibid.*
- (5) 同前 Galindo, *op. cit.*, p. 452.
- (6) Pina は「ふかに残念であること」(por lamentable que sea) とする。 *op. cit.*, Volumen Primero, p. 334.

六

以上、二八年連邦民法典を中心に、メキシコ国の婚姻法の概要を素描した。

しかし、問題はその国における婚姻の実態である。たとえば、メキシコは必要的民事婚の立場をとっているが、これほどの程度に行なわれているのであろうか。前述したように、二八年連邦民法典は、コンクビナリオに、限られているにせよ、いくつ法的効果を認めている。このことは、法手続を履んでいない男女の結合が少からず存在し、それが社会的に夫婦として認められているという実態を立法者は無視できなかったという事情を明らかにするものであり、その国における法と現実の乖離の事実の一つを示すものであろう。その後、この状況はどのように展開しているのであろうか。

二〇年も前の調査による数字であるが、他に適当な資料もないので、それを次に示そう。⁽¹⁾これは一九六〇年と一九六一年の国勢調査における既婚と申告した者の、民事婚のみ、儀式婚(教会婚)のみ、および民事婚プラス儀式婚(教会婚)と区分した比率である。

既婚と申告した者の区分

名 称	民事婚のみ の百分比	儀式婚（教 会婚）のみ の百分比	民事婚プ ラス（儀式婚 （教会婚） の百分比
全 国	20.56	11.57	67.87
Aguascalientes	4.33	2.12	93.55
Baja California	33.70	4.65	61.65
Baja Calif. T. Sur	22.74	10.78	66.48
Campeche	34.94	3.29	61.77
Coahuila	30.16	3.01	66.84
Colima	7.19	8.19	84.62
Chiapas	59.00	14.58	26.42
Chihuahua	21.73	5.17	73.10
Distrito Federal	21.32	5.96	72.72
Durango	14.26	9.74	76.00
Guanajuato	4.03	10.38	85.59
Guerrero	17.54	11.02	71.44
Hidalgo	26.04	21.32	52.64
Jalisco	4.80	4.93	90.27
México	13.50	19.89	66.61
Michoacán	6.33	9.95	83.72
Morelos	22.90	16.04	61.06
Nuyarit	15.44	15.66	68.90
Nuevo León	29.42	2.30	68.28
Oaxaca	19.94	35.35	44.71
Puebla	16.10	21.10	62.80
Querétaro	4.03	5.78	90.19
Quintana Roo	31.12	11.63	57.25
San Luis[Potosí	12.15	7.29	80.56
Sinaloa	46.70	7.32	45.98
Sonora	41.15	4.87	53.98
Tabasco	67.15	11.44	21.41
Tamaulipas	45.25	4.36	50.39
Tlaxcala	16.48	6.91	76.61
Veracruz	34.75	26.93	38.32
Yucatán	17.25	4.68	78.07
Zacatecas	6.00	6.28	87.72

右を見ると、州によりその比率にバラツキがあり、儀式婚（教会婚）のみの比率が三〇パーセントを超える州もあり、地方によって民事婚の普及に手間取っているようである。これに対して、民事婚プラス儀式婚（教会婚）の比率は、全国的に圧倒的であり、儀式婚（教会婚）の伝統の根強さを示す。

次に、夫婦の諸関係のあり方について、二八年連邦民法典に指針ともいべき規定が散見されるが、果して「家

庭において夫と妻は平等な権威と敬意」ということが行なわれているであろうか。マキスモ (machismo) という言葉に象徴されるように、メキシコは男性優位の社会と言われるだけに、積極的な肯定に躊躇するものである。ともかく、メキシコ国の婚姻法の研究は緒に付いたばかりであり、その実態の把握とともに、一層詳細な研究は今後の課題とする。

(1) Woodrow Borah and Sherburne F. Cook, *Marriage and Legitimacy in Mexican Culture: Mexico and California, 54 California Law Review* 967~999 (1966).

(なかがわ・かずひこ) 法学教授

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records. It emphasizes that proper record-keeping is essential for ensuring the integrity and reliability of the data collected. This includes regular audits and updates to the system.

2. The second section focuses on the implementation of the proposed system. It outlines the key components and the steps involved in the rollout process. This includes identifying the stakeholders, conducting training sessions, and monitoring the initial performance.

3. The third section addresses the challenges and risks associated with the implementation. It identifies potential obstacles such as resistance to change, data migration issues, and system downtime. Mitigation strategies are provided to address these concerns.

4. The final section concludes with a summary of the findings and recommendations. It highlights the benefits of the new system and provides a clear path forward for future improvements and expansion.